

7月1日(月)~
受付開始

道路に面する危険なブロック塀の撤去・ 生け垣の設置などに補助金が出ます

◆申請できる方

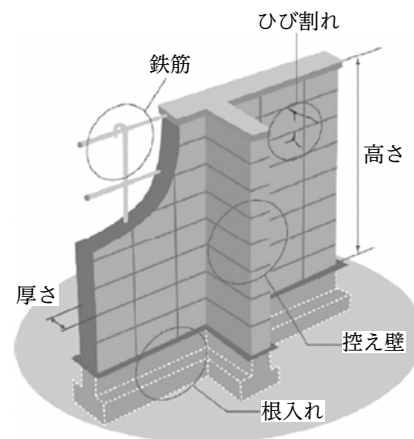
危険なブロック塀等の所有者や区分所有者の団体・管理者など

◆対象となるブロック塀等の撤去工事

公衆用道路などに面したブロック塀又は門柱で下記の項目のいずれかに該当するもの、又は高さ80cm以上で損傷等が著しく、倒壊の恐れのあるものを撤去する工事

※組積造や万年塀はお問い合わせください

- 高さが地盤から2.2mを超える
- 厚さが10cm未満（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm未満）
- 長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁がない（高さが1.2m超の場合）
- コンクリートの基礎がない
- 傾き、ひび割れがある（高さが80cm以上のもの）
- 中に適切な鉄筋が配筋されていない（専門家のチェックが必要）
- 基礎の根入れ深さが30cm未満（高さが1.2m超の場合）



◆対象となる生け垣等の設置工事

上記の撤去工事を行った箇所に次のすべてに該当する生け垣等を設置する工事

- 生け垣の長さの合計が公衆用道路や通学路などに沿って2m以上
- 樹高が1.2m以上
- 樹木は生け垣の長さ1m当たり3本以上とし、道路境界線から0.5m以上離し、連続して植樹するもの
- 生け垣の設置と併せてフェンス等の築造工事を行う場合はフェンス等の高さは道路から1.6m以下

◆補助金額【予算(300万円)の範囲内】

対象	内容	上限
危険ブロック塀等撤去	1㎡当たり7,000円又は工事費の額のうち少ない額	10万円
危険ブロック塀等撤去箇所で行う生け垣等の設置	1m当たり10,000円又は工事費の額のうち少ない額	20万円

◆その他

- いずれの工事も市内事業者によるものが対象
- この他にも申請者や対象のブロック塀・生け垣等に要件がありますので、工事契約前に相談してください。本補助の交付対象となる事業は、工事完了が令和4年2月末日までのものです

◆申込み・問い合わせ

7月1日(月)以降に窓口へ備えの申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて建築住宅課建築審査担当（内線3265）
※申込み以前に工事契約されたものは、補助対象となりません

空き家バンクを開設

空き家バンクとは、空き家の情報を提供することで、売却や賃貸を希望する空き家所有者と利用したい人を結びつけることを目的とします。

情報の登録など、随時申請を受け付けています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ／建築住宅課住宅担当（内線3263）

